

(1) 交流及び共同学習の意義

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、触れ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（以下、「小・中学校等」という。）の子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

<小学校学習指導要領> 第1章総則第5の2ア イ（平成29年3月告示 文部科学省）

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

学校相互の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領> 第1章総則第6の2(1)(2)

（平成29年3月告示 文部科学省）

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

学校相互の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、児童又は生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

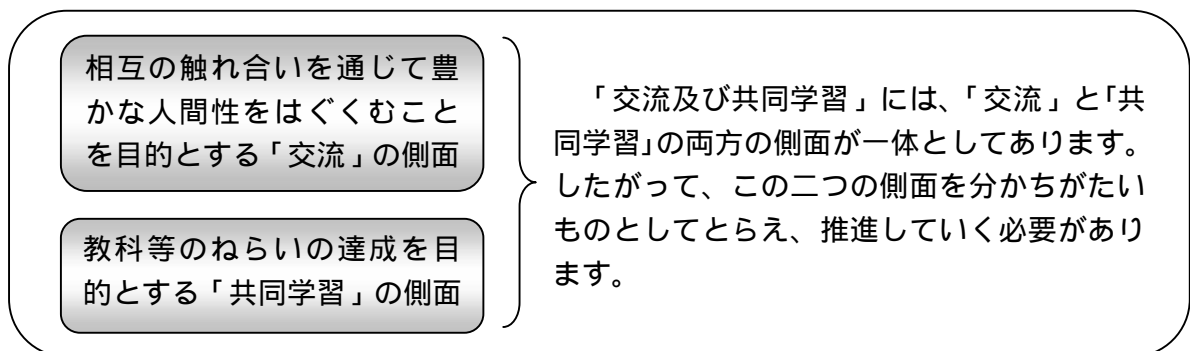
高等部の学習指導要領にも同旨の記述あり。

障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え推進していく必要があります。交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

参考・引用文献：「小学校学習指導要領 平成29年3月」

「特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）平成29年3月」

「交流及び共同学習ガイド」平成20年8月 文部科学省



(3) 教育課程とのかかわり

交流及び共同学習は、特別支援学校と近隣の小・中学校等や児童生徒の居住する地域の小・中学校等で行われます。授業時間内に行われる交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

参考・引用文献：「交流及び共同学習ガイド」平成20年8月 文部科学省

(4) 学校の実態に応じた交流及び共同学習の推進

本県では平成20年度に、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進と後期中等教育における就労支援の充実とを目指して、高等学校に特別支援学校高等部分校を開設しました。それぞれの学校で、「高等学校内にある分校」「分校の設置された高等学校」という特色を生かした交流及び共同学習が展開されています。

高等学校の文化祭と分校の文化祭を同時開催する、高等学校の文化祭

や体育祭に分校の生徒も参加するなど、行事を通しての交流や、高等学校の生徒と分校の生徒と共同で環境学習に取り組むなど授業での交流を盛んに行っています。また分校の職業教育の一環として高等学校内の環境整備をするなど、日々同じ敷地で施設・設備を共有する中での自然な交流は、高等学校及び分校の生徒双方にとって有意義な体験となっています。

高等学校内にある分校

川越特別支援学校川越たかしな分校（川越初雁高等学校内）
大宮北特別支援学校さいたま西分校（大宮武蔵野高等学校内）
草加かがやき特別支援学校草加分校（草加西高等学校内）

(5) 取組の例

交流及び共同学習においては、直接触れ合い共に活動を進める直接交流と、作品や手紙の交換などによる間接交流とがあります。また、計画・実施に当たっては、地域や学校、幼児児童生徒の実態に即して活動の種類や時期、実施方法等を適切に定め、安全に無理なく進めることが大切です。

直接交流の例	
交流の機会	実施例
行事	遠足、運動会、球技大会、学習発表会、文化祭、音楽会、お楽しみ会、社会科見学
日常生活	朝の会、給食、掃除、遊び、登下校
総合的な学習の時間	社会体験、生産活動等の体験的な学習、地域学習、緑化事業
児童生徒会活動	花壇等の管理
教科等	教科や学級活動への参加
職業の授業	メンテナンス、農園芸、食品加工、工芸
課外活動	部活動、パン販売

間接交流の例	
方法	指導時間等
手紙・プロフィール・ビデオレターの交換、出前授業、情報通信ネットワークの活用、学級・学校新聞の交換、図工・美術等の作品交換	学級活動、国語、社会、図工・美術等の授業、総合的な学習の時間や部活動、直接交流の事前事後指導

参考・引用文献：交流及び共同学習実践事例集 平成 22 年 3 月 埼玉県教育委員会

埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編(平成 31 年 3 月)においても交流及び共同学習について掲載されていますので、ご参照ください。